

第九十六回国会 衆議院 災害対策特別委員会議録 第三号

昭和五十七年三月三日(水曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

災害対策の基本問題に関する小委員

天野 光晴君 工藤 巖君
佐藤 隆君 高橋 辰夫君
東家 嘉幸君 渡辺 秀央君
池端 清一君 川俣健二郎君
木島喜兵衛君 柴田 弘君
機手 文雄君 林 百郎君
阿部 昭吾君 佐藤 隆君

災害対策の基本問題に関する小委員長

佐藤 隆君

昭和五十七年三月十一日(木曜日)

正午開議

出席委員

委員長 川俣健二郎君
理事 天野 光晴君 理事 工藤 巖君
理事 渡辺 秀央君 理事 池端 清一君
理事 木島喜兵衛君 理事 柴田 弘君
理事 機手 文雄君

稲垣 実男君 今枝 敬雄君
植竹 繁雄君 大石 千八君
佐野 嘉吉君 桜井 新君
笹山 登生君 田村 良平君
高橋 辰夫君 戸井田三郎君
東家 嘉幸君 平沼 越夫君
森田 一君 伊賀 定盛君
田中 恒利君 永井 孝信君
福岡 義登君 草野 威君
飯田 義彦君 米沢 隆君
野間 友一君 林 百郎君
田島 衛君

出席國務大臣

出席政府委員

國務大臣 松野 幸泰君
(国土庁長官)
国土庁長官官房 川俣 芳郎君
審議官 國土庁地方振興 柴田 啓次君
局長

委員の異動
三月十一日

辞任

補欠選任

今井 勇君 森田 一君
木村 守男君 今枝 敬雄君
近岡理一郎君 平沼 越夫君
田口 一男君 永井 孝信君
阿部 昭吾君 田島 衛君

同日

辞任

補欠選任

今枝 敬雄君 木村 守男君
平沼 越夫君 近岡理一郎君
森田 一君 今井 勇君
永井 孝信君 田口 一男君
田島 衛君 阿部 昭吾君

本日の会議に付した案件

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案起草の件
小委員長からの報告聴取

○川俣委員長 これより会議を開きます。

災害対策に関する件について調査を進めます。
この際、豪雪地帯対策について、災害対策の基
本問題に関する小委員長から、小委員会の経過並
びに結果について報告いたしたいとの申し出があ

りますので、これを許します。小委員長代理渡辺
秀央君。
○渡辺(秀)委員 本日は小委員長が出席できませ
んのので、私から災害対策の基本問題に関する小委
員会の調査の経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

本小委員会では、本日、今国会第一回目の会議
を開き、さきの第九十五回国会の申し合わせの経
過を踏まえ、私から豪雪地帯対策特別措置法の一
部を改正する法律案の草案を提案いたしました。こ
れについて各党から意見が述べられた後、ただ
いま皆様のお手元に配付いたしました草案の
とおり、小委員会の案と決定いたしました次第であ
ります。

なお、本草案の決定に際し述べられました各党
の御意見は、小委員会議録によって御承知願いた
いと思います。

以下、お手元の起草案につきまして、その趣旨
及び内容を御説明申し上げます。

特別豪雪地帯につきましては、積雪により交通
が途絶するなど、冬期間恒常的に豪雪災害の状況
下に置かれ、他の地域と比較し、その自然的、社
会的、経済的条件を著しく異にすること等を勘案
し、地域住民の安全と福祉の向上を図るため、昭
和四十六年に議員提案により道路、教育施設など
の整備について特例措置を講じ、もって相当の効
果を上げてまいったところであります。しかしなが
ら、特別豪雪地帯は、恒常的な積雪等のため、
なお後進性を余儀なくされており、当該地域の定
住条件の整備及び国土の均衡ある発展を図るた
め、引き続きこれらの施設の整備を推進していく
ことが必要となつております。

したがって、本草案では、まず第一に、特
別豪雪地帯における基幹的な市町村道で建設大臣
が指定するものの改築を道府県が代行することが

できる期限を昭和六十七年三月三十一日まで十年
間延長することとし、第二に、特別豪雪地帯にお
ける公立の小学校及び中学校の施設等に対する国
の負担割合を三分の二とする特別措置の適用期限
を昭和六十六年度まで十年間延長することといた
しております。

なお、附則第二項により、第十四条に基づく基
幹道路の整備に要する経費に係る国の負担又は補
助につきましては、行革特例法による地域特例の
縮減措置の対象となりますが、これについては事
業の執行及び財政運営に支障を生じることのない
よう財政金融上の措置が講ぜられることになつて
おります。

また、本案は、公布の日から施行することとい
たしております。
以上が本小委員会の経過並びに結果でありま
す。

この際、お手元に配布いたしました豪雪地
帯対策特別措置法の一部を改正する法律案の草案
を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案
と決定されるようお願いいたします次第であります。
委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律
案

(本号末尾に掲載)

○川俣委員長 以上で報告は終了いたしました。

○川俣委員長 ただいまの小委員長報告に係る豪
雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案起
草の件について議事を進めます。

ただいま委員各位のお手元に配付いたしてあります草案の趣旨及び内容につきましては、小委員長報告にありましたので、この際、省略させていただきます。

本草案について発言の申し出もありませんので、この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見があればお述べ願います。松野国土庁長官。

○松野国土大臣 本法律案の御提案に当たり、委員長及び委員各位の御努力に深く敬意を表するものであります。

政府としては、特別豪雪地帯の現状にかんがみ、本法律案については特に異存はないところであります。

この法律案が御可決された際には、その趣旨に沿い適正な運用に努め、特別豪雪地帯の一層の振興を図ってまいります所存であります。(拍手)

○川俣委員長 お諮りいたします。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、小委員長からの報告にありましたお手元に配付の案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○川俣委員長 起立総員。よって、さよう決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川俣委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

小委員長並びに小委員各位には、まことに御苦労さまでございました。

午後零時六分散会

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案
豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「昭和五十六年度」を「昭和六十六年度」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「昭和五十六年度」を「昭和六十六年度」に改める。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)

2 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中
奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号) 第五

豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号) 第十四条第五項及び第六項

に改める。

奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号) 第五条第二項

理由
豪雪地帯対策特別措置法の施行状況にかんがみ、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例

並びに公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例の措置を引き続き十年間講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約四十八億円の見込みである。